

4-14-1 北海道雪害対策実施要綱

北海道地域防災計画（令和2年12月 北海道防災会議）第4章 第13節 雪害予防計画より（抜粋）

第1 目的

この要綱は、北海道地域防災計画の定めるところにより、大雪、暴風雪及びなだれ等の災害（以下、「雪害」という。）に対処するため、防災関係機関の実施事項を定めるとともに、市町村との連携を図り、雪害対策の総合的な推進を図ることを目的とする。

第2 防災会議の体制

1 連絡部の設置

雪害に関する予防対策及び応急対策の円滑な実施を図るため、北海道防災会議に次の機関で構成する「北海道雪害対策連絡部」（以下、「連絡部」という。）を設置する。

北海道開発局、北海道農政事務所、北海道運輸局、札幌管区气象台、陸上自衛隊北部方面総監部、北海道警察本部、北海道、公益財団法人北海道消防協会、全国消防長会北海道支部、東日本高速道路株式会社北海道支社、北海道旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社北海道支社、日本放送協会札幌放送局、東日本電信電話株式会社北海道事業部、株式会社N T T ドコモ北海道支社、K D D I 株式会社、ソフトバンク株式会社、日本赤十字社北海道支部、北海道電力株式会社

2 設置期間

11月1日から3月31日まで

3 連絡部の任務

連絡部の任務は、次のとおりとする。

- (1) 雪害に関する各種情報の収集等
- (2) 雪害対策における関係機関相互の緊密な連絡調整及び迅速な情報の交換
- (3) 雪害に対処するための除雪機械等に関する資料の収集
- (4) 雪害時における定時報告
9時 13時 17時
- (5) その他雪害対策に必要な事項

4 連絡部の招集

連絡部の招集は、雪害に関する気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等が発表され、事務局が札幌管区气象台と協議して、必要と認めたときに行う。

また、事務局は必要に応じて、雪害による交通障害対策に迅速かつ的確に当たるため、連絡部関係機関の職員の招集を求めることができる。

5 連絡部の運営

連絡部は、連絡部を構成する機関の職員のうちから、当該機関の長が指名する職員をもって運営する。

連絡部の事務局は、北海道総務部危機対策局危機対策課内に置く。

第3 対策実施目標

雪害対策の期間及び実施目標は、次のとおりとする。

1 第一次目標

- (1) 期間 11月～12月中旬
- (2) 目標 除雪機械車両等の整備点検

2 第二次目標

- (1) 期間 12月～3月
- (2) 目標 豪雪等雪害に対処する除雪・排雪の推進

第4 防災関係機関の予防対策

1 気象観測及び情報収集

(1) 札幌管区气象台

札幌管区气象台は、必要と認める場合は観測資料及び雪害に係りのある特別警報・警報・注意報並びに情報等を連絡部に通報する。また、気象官署及びアメダスで観測した

積雪について、「積雪速報（現在の雪）」を札幌管区気象台のホームページに掲載する。

(2) 北海道開発局

北海道開発局は、事務所及び事業所等で観測する積雪状況等を把握し、その状況により災害の発生が予想される場合は、連絡部へ通報する。

(3) 北海道旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社北海道支社

北海道旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社北海道支社（以下「北海道旅客鉄道株式会社等」という。）は、駅等で観測する積雪状況等を把握し、その状況により列車ダイヤに大きな支障が予想される場合は、連絡部へ通報する。

(4) 北海道

北海道は、出張所等で観測する積雪状況等を把握し、その状況により災害が予想される場合は、連絡部へ通報する。

また、関係機関及び民間企業や地域住民等から地域的な異常気象の情報等の提供を受け、その状況により災害の発生が予想される場合は、連絡部へ通報する。

(5) 東日本高速道路株式会社北海道支社

東日本高速道路株式会社北海道支社は、事務所及び事業所等で気象監視用カメラ等で把握した積雪状況等により災害の発生が予想される場合は、連絡部へ通報する。

2 交通、通信、送電及び食料の確保

(1) 北海道開発局

北海道開発局が管理する道路で冬期間24時間体制で除雪作業を行い交通の確保を保つ。

(2) 北海道

北海道が管理する道路で冬期間除雪を行い、除雪作業による交通確保目標は路線の区分に応じて次のとおりである。なお、夜間除雪を実施しない区間には、看板を設置し、夜間除雪未実施についての周知に努める。

種 類	標準交通量	除 雪 目 標
第1種	1,000台/日以上	2車線以上の幅員確保を原則とし、異常な降雪時以外は、交通を確保する。 異常降雪等においては、極力2車線確保を図る。
第2種	300台/日以上 1,000台/日未満	2車線(5.5m)以上の幅員確保を原則とし、夜間除雪は実施しない。 異常降雪等においては、極力1車線以上の確保を図る。
第3種	300台/日未満	2車線幅員を確保することを原則とし、夜間除雪は実施しない。状況によっては1車線(4.0m)幅員で待避所を設ける。 異常降雪時においては、一時通行止めとすることもやむを得ないものとする。

(3) 東日本高速道路株式会社北海道支社

東日本高速道路株式会社北海道支社が管理する道路で冬期間24時間体制で除雪作業を行い交通の確保を保つ。

(4) 北海道警察本部

北海道警察は、雪害による交通の混乱を防ぐため、必要により道路管理者と協議のうえ通行の禁止、制限等の措置を講ずるものとする。

(5) 北海道旅客鉄道株式会社等

北海道旅客鉄道株式会社等は、雪害による列車ダイヤに支障を来さないよう除雪に努めるものとする。

なお、雪害時においては、通勤、通学及び緊急必需物資の輸送に重点を置くものとする。

(6) 東日本電信電話株式会社北海道事業部、株式会社N T T ドコモ北海道支社、K D D I 株式会社及びソフトバンク株式会社

東日本電信電話株式会社北海道事業部、株式会社N T T ドコモ北海道支社、K D D I 株式会社及びソフトバンク株式会社（以下「東日本電信電話株式会社北海道事業部等」という。）は、雪害により電気通信に支障を来さないよう必要な措置を講ずるものとする。

(7) 北海道電力ネットワーク株式会社

北海道電力ネットワーク株式会社は、着氷雪、風圧及び荷重に耐える設備の増強を図り、雪害により送電に支障を来さないよう努めるものとする。

(8) 北海道農政事務所

北海道農政事務所は、応急用食料の調達・供給に関する連絡調整等を行うものとする。

(9) 北海道運輸局

北海道運輸局は、雪害時における旅客及び貨物の円滑な輸送の確保に努めるものとする。

3 なだれ防止策

住民に被害を及ぼすおそれのある、なだれの発生が予想される箇所を地域住民に周知させるため、関係機関は、自己の業務所管区域のなだれの発生が予想される箇所に、標示板による標示を行う等の措置を講ずるものとする。

(1) 北海道開発局

北海道開発局は、なだれ発生の可能性が想定される箇所について、随時パトロールを実施するとともに、必要に応じてなだれ防止柵設置等の整備に努めるものとする。

(2) 北海道

北海道は、標示板による標示を行うほか、なだれの発生が予想される箇所の巡視を強化するものとする。

(3) 北海道旅客鉄道株式会社等

北海道旅客鉄道株式会社等は、なだれの発生が予想される地点に、防護柵を設置する等の防災設備の増加に努めるとともに、状況に応じ線路警戒運転規制を実施し、列車運転の安全を期するものとする。

4 排 雪

道路管理者は、排雪に伴う雪捨て場の設定に当たっては、特に次の事項に留意するものとする。

(1) 雪捨て場は、交通に支障のない場所を設定すること、止むを得ず道路側面等を利用する場合は、車両の待避場を設ける等交通の妨げにならないよう配慮するものとする。

(2) 河川等を利用し、雪捨て場を設定する場合は、河川の流下能力の確保に努め、洪水災害等の発生防止に十分配慮するものとする。

5 住民への啓発

連絡部の各機関は、日ごろからそれぞれの立場において、又は関係機関と連携・協力して雪害による被害防止に関する情報を住民に対し周知・啓発することに努めるものとする。

第5 防災関係機関の警戒体制

1 北海道開発局

(1) 北海道開発局は、気象官署の発する気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等や現地指定観測所の情報等を勘案し、必要と認める場合は、北海道開発局防災対策事務規程の定める体制に入るとともに、自己の管理する地域の状況の把握に努めるとともに、市町村に対し、積極的な防災支援を講ずるものとする。

(2) 雪害の発生が予想されるときは、必要により通行禁止、制限等の通行規制を行う等必要の対策を講ずるものとする。

2 北海道

(1) 北海道は、気象官署の発する気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等や現地指定観測所の情報等を勘案し、必要と認める場合は、道地域防災計画に定める非常配備体制に入るとともに、道関係出先機関に対し警戒体制を指示するものとする。

なお、状況に応じ自己の管理する地域へ連絡員を派遣し、状況の把握に努めるとともに、市町村に対し、積極的な防災支援を講ずるものとする。

(2) 雪害の発生が予想されるときは、必要により通行禁止、制限等の通行規制を行う等必要の対策を講ずるものとする。

(3) 雪害の発生が予想される場合は、必要によりNHK及び関係報道機関に対して住民に向けた注意喚起等の放送要請等、必要の対策を講ずるものとする。

3 東日本高速道路株式会社北海道支社

東日本高速道路株式会社北海道支社は、気象官署の発する気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等や現地気象観測所の情報並びに現地巡回等の情報等を勘案し、必要と認める場合は、東日本高速道路株式会社北海道支社雪氷対策要領に定める体制に入り交通の確保に努めるものとする。

4 北海道警察本部

北海道警察は、雪害の発生が予想されるときは、北海道警察災害警備計画に定める体制を整えるものとし、必要により道路管理者と協議のうえ、通行の禁止、制限等必要の対策を講ずるものとする。

5 北海道旅客鉄道株式会社等

北海道旅客鉄道株式会社等は、雪害の発生が予想されるときは、警備体制に入り、その状

況により、除雪に要する人員の確保、運転規制等を実施するものとする。

6 東日本電信電話株式会社北海道事業部等

東日本電信電話株式会社北海道事業部等は、雪害の発生が予想されるときは、警戒体制に入り、その状況により、巡視点検、安全上必要な防護、要員の配置等を実施し、電気通信の確保に努めるものとする。

7 北海道電力株式会社

北海道電力株式会社は、雪害の発生が予想されるときは、当該管轄地域毎に警戒体制に入り、状況により臨時巡視するとともに、既に配備済の復旧資器材の点検、整備及び人員の確保等に努めるものとする。

8 NHK及び関係報道機関

NHK及び関係報道機関は、雪害に関する情報を積極的に報道し、一般住民の雪害に対する注意喚起及び緊急時の避難等について所要の報道体制を整えるものとする。

9 その他の機関

その他の機関は、それぞれの立場において雪害発生時における応急措置の体制を整えるものとする。

第6 避難救出措置等

1 北海道

(1) 雪害の発生により応急対策を実施する場合は、当該市町村と緊密な連絡をとり、北海道地域防災計画の定めるところにより、避難、救出、給水、食料供給及び防疫等に万全の措置を講ずるものとする。

(2) 雪害の状況により必要があると認める場合は、自衛隊の災害派遣を要請するものとする。

2 北海道警察本部

(1) 雪害により住民の生命身体に危険が及ぶことが予想されるときは、自主避難を勧めるとともに、急を要するときで、市町村長が避難の指示ができないと認めるとき、又は、市町村長から要請のあったときは、避難を指示して誘導するものとする。

(2) 雪害による被害者の救出、行方不明者の捜索を実施するものとする。

第7 災害対策本部の設置等

雪害により防災関係機関が災害対策本部を設置したときは、連絡部にその状況を通報するものとする。連絡部は、その状況を他の防災関係機関に連絡し、災害対策の一本化を図るものとする。

第8 総合振興局又は振興局協議会の体制

総合振興局又は振興局協議会は、本要綱に準じ、雪害対策地方連絡部を設置する等、雪害に対処する所要の措置を講ずるとともに管下市町村における雪害対策の積極的な指導を実施するものとする。

第9 市町村の体制

市町村は、雪害対策を積極的に実施するため、本要綱に準じ、所要の対策を講ずるとともに、特に次の事項につき十分留意するものとする。

1 雪害対策の体制及び窓口を明確にすること。

2 雪害情報の連絡体制を確立すること。

3 災害警戒区域等の警戒体制を確立すること。

4 積雪における消防体制を確立すること。

5 雪害発生時における避難、救出、給水、食料、燃料等の供給及び防疫等の応急措置の体制を整えること。

6 孤立予想地域に対しては、次の対策を講ずること。

(1) 食料、燃料等の供給対策

(2) 医療助産対策

(3) 応急教育対策

7 除雪機械、通信施設の整備点検を行うこと。

8 雪捨て場の設定にあたっては、交通障害及び溢水災害等の発生防止について十分配慮すること。

北海道雪害対策連絡部

機 関 名	連 絡 部 員	副 連 絡 部 員	TEL・FAX
北 海 道 開 発 局	事業振興部防災課 災害対策管理官	事業振興部防災課 防災専門官	TEL: 709-2311 (内線: 5449) FAX: 709-2132
北 海 道 農 政 事 務 所	企画調整室長	室長補佐(防災)	TEL: 330-8801 FAX: 552-0530
北 海 道 運 輸 局	総務部安全防災・危機管理 調整官	総務部総務課専門官	TEL: 290-2711 FAX: 290-2701
札 幌 管 区 気 象 台	総務部業務課長	総務部業務課防災調整官	TEL: 611-6158 FAX: 644-9674
		気象防災部予報課防災気象官	TEL: 611-6123 FAX: 611-4433
陸 上 自 衛 隊 北 部 方 面 総 監 部	防衛部防衛課運用班長	防衛部防衛課運用幹部	TEL: 511-7116 (内線: 2505) FAX: 511-7116 (内線: 3825)
北 海 道 警 察 本 部	地域企画課安全対策担当課長補佐	地域企画課安全対策係長	TEL: 251-0110 (内線: 3526) FAX: 251-3535
	交通規制課管制担当課長補佐	交通規制課企画・許可係長	TEL: 251-0110 (内線: 5165) FAX: 251-1885
	警備課災害課長補佐	警備課災害係長	TEL: 251-0110 (内線: 5722) FAX: 219-2409
北 海 道	総務部危機対策局 危機対策課長	危機対策課 課長補佐(災害応急対策)	TEL: 204-5900 (内線: 22-554) FAX: 231-4314
	建設部建設政策局 維持管理防災課長	維持管理防災課 施設防災グループ	TEL: 231-4111 (内線: 29-775) FAX: 232-1160
公益財団法人北海道消防協会	常務理事	総務課長	TEL: 232-5202 FAX: 232-5203
全国消防長会北海道支部	札幌市消防局警防部長	札幌市消防局警防部 消防救助課長	TEL: 215-2060 FAX: 271-0610
東日本高速道路株式会社 北 海 道 支 社	道路事業部事業統括課長	道路事業部保全課長	TEL: 896-5892 FAX: 896-5888
北海道旅客鉄道株式会社	安全推進部課長	安全推進部副課長	TEL: 700-5768 FAX: 700-5769
日本貨物鉄道株式会社 北 海 道 支 社	北海道保全技術センター所長	北海道保全技術センター 設備マネジメントグループ長	TEL: 865-1883 FAX: 846-4581
東日本電信電話株式会社 北 海 道 事 業 部	災害対策室長	災害対策室担当課長	TEL: 212-4466 FAX: 222-9254
日本赤十字社北海道支部	事業推進課長	事業推進課救護・普及係長	TEL: 231-7127 FAX: 231-7128
日 本 放 送 協 会 札 幌 拠 点 放 送 局	報道専任部長	ニュースデスク	TEL: 221-5097 FAX: 231-4997
(株)NTTドコモ北海道支社	災害対策室長	災害対策室担当課長	TEL: 242-1961 FAX: 241-5355
K D D I (株)	東日本テクニカルセンター 副センター長	北海道総支社管理部 マネージャー	TEL: 223-2826 FAX: 218-3722
ソ フ ト バ ン ク (株)	エリアネットワーク本部 北海道ネットワーク技術部長	地域総務部 東北・北海道総務課 長	TEL: 272-2388 FAX: 272-0622
北海道電力株式会社	総務部総務・防災グループリーダー	総務部総務・防災グループ	TEL: 251-4965 FAX: 221-6018
北海道電力ネットワーク株式会社	流通総務部総務グループリーダー	流通総務部総務グループ	TEL: 251-4965 FAX: 221-6018

4-14-2 除雪作業による交通確保目標（北海道）

種 類	標準交通量	除 雪 目 標
第 1 種	1,000 台/日 以上	2 車線以上の幅員確保を原則とし、異常な降雪時以外は、交通を確保する。 異常降雪等においては、極力 2 車線確保を図る。
第 2 種	300 台/日 以上 1,000 台/日 未満	2 車線（5.5m）以上の幅員確保を原則とし、夜間除雪は実施しない。 異常降雪等においては、極力 1 車線以上の確保を図る。
第 3 種	300 台/日 未満	2 車線幅員を確保することを原則とし、夜間除雪は実施しない。 状況によっては 1 車線（4.0m）幅員で待避所を設ける。 異常降雪等においては、一時通行止めとすることもやむを得ないものとする。

4-15-1 北海道融雪災害対策実施要綱

北海道地域防災計画（令和2年12月 北海道防災会議）第4章 第14節 融雪災害予防計画より（抜粋）

第1 目 的

この要綱は、北海道地域防災計画の定めるところにより融雪災害に対処する防災関係機関の実施事項を定めるとともに、市町村との連携を図り、融雪災害対策の総合的な推進を図ることを目的とする。

第2 防災会議の体制

1 連絡部の設置

融雪災害に関する予防対策及び応急対策の円滑な実施を図るため、北海道防災会議に次の機関で構成する「北海道融雪災害対策連絡部」（以下「連絡部」という。）を設置する。

北海道開発局、北海道運輸局、札幌管区气象台、陸上自衛隊北部方面総監部、北海道警察本部、北海道、公益財団法人北海道消防協会、全国消防長会北海道支部、東日本高速道路株式会社北海道支社、東日本電信電話株式会社北海道事業部、株式会社N T T ドコモ北海道支社、K D D I 株式会社、ソフトバンク株式会社、日本放送協会札幌放送局、電源開発株式会社東日本支店北海道事務所、北海道旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社北海道支社、北海道電力株式会社

2 設置期間

3月15日から6月15日まで

3 連絡部の任務

- (1) 融雪災害対策に関する各種情報の収集
- (2) 融雪災害対策に関する関係機関相互の連絡調整及び情報交換
- (3) 融雪災害時における定時報告 9時、13時、17時
- (4) その他融雪災害対策に必要な事項

4 連絡部の招集

連絡部は、北海道防災会議常任幹事である北海道総務部危機対策局危機対策課長が必要と認めた場合に招集する。

5 連絡部の運営

連絡部は、連絡部を構成する機関のうちから、当該機関の長が指名する職員をもって運営する。

連絡部の事務局は、北海道総務部危機対策局危機対策課内に置く。

第3 予防対策

1 気象情報及び積雪状況の把握

(1) 札幌管区气象台

札幌管区气象台は、積雪状況等の観測資料及び融雪災害に関する気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等を連絡部及び関係機関に通報するものとする。また、気象官署及びアメダスで観測した積雪について「積雪速報（現在の雪）」を札幌管区气象台のホームページに掲載する。

(2) 北海道旅客鉄道株式会社

北海道旅客鉄道株式会社は、所属の観測所が観測した積雪に関する情報等を随時気象官署に通報するものとする。

また、道路管理者は、パトロール等により確認した積雪・融雪に関する情報等について、必要に応じ気象官署に通報するものとする。

(3) 連絡部

連絡部は、積雪状況及び融雪状況を把握するため、随時現地調査を実施するほか、必要

と認める場合は、航空査察を実施するものとする。

2 融雪出水対策

(1) 北海道開発局及び北海道

ア 北海道開発局及び北海道は、融雪出水期における警戒地域を調査して連絡部に通報するとともに、関係市町村等と事前に予防対策を樹立し、常に警戒に当たるものとし、水防用資器材及び通信機材の整備点検を行うものとする。

イ 河川管理者は、河川が融雪、結氷、捨雪及びじんかい等により河道が著しく狭められ出水による災害が予想される場合は、融雪出水前に河道内の除雪、結氷の破砕等障害物の除去に努め、あわせて、樋門、樋管等河川管理施設の整備点検を十分行うとともに、堰、水門等河川工作物の管理者並びに河川の上流部に集積している木材の搬出等について関係者に指導を行い、流下能力の確保を図るものとする。

(2) ダム、貯水池等(以下「ダム等」という。)水防上重要な施設の管理者(以下「ダム管理者等」という。)

は融雪出水前に管理施設の整備点検を十分行うとともに、不測の事態に備え、非常用電源や燃料等についても、あらかじめ確保しておくものとする。

また、ダム等の放流を行う場合は、ダム等操作規則等に基づき下流に急激な水位の変動を生じないように留意し、関係機関及び地域住民への伝達が的確かつ迅速に行われるよう、通報体制の確立を図るものとする。

3 なだれ等対策

(1) 北海道開発局及び北海道

道路管理者は、なだれ発生の可能性が想定される箇所について、パトロールを行うとともに、地域住民、生徒、児童及びドライバーに対し、新聞、テレビ、ラジオ等を利用して広報活動を積極的に行うものとする。

また、気象情報を把握し、なだれの発生が予想される場合は、関係機関との緊密な連絡を保ち、迅速に当該道路の通行規制等の措置を講ずるものとする。

(2) 北海道旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社北海道支社

北海道旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社北海道支社は、常になだれの発生が予想される地点の状況の把握に努め、状況に応じ線路警戒、運転規制を実施し、列車の安全運転を期するものとする。

(3) 関係防災機関

関係防災機関は、融雪期に警戒が必要な崖崩れ及び地滑り等について、日ごろから市町村等と連携して住民に対する啓発に努めるとともに必要な措置を講ずるものとする。

4 交通の確保

道路管理者は、積雪、捨雪及びじんかい等により道路側溝の機能が低下し、溢水災害が発生するのを防止するため、融雪出水前に道路側溝内の障害物の除去に努め、排水能力の確保を図るものとする。

5 通信及び送電の確保

東日本電信電話株式会社北海道事業部等及び北海道電力株式会社は、融雪出水及びなだれにより電気通信及び送電に支障を来さないよう十分配慮するものとする。

6 広報活動

(1) 防災関係機関

防災関係機関は、融雪出水に際し、住民の水防に対する協力が十分得られるよう、あらゆる広報媒体を通じ、水防思想の普及徹底に努めるものとする。

(2) 日本放送協会札幌放送局及び関係報道機関

日本放送協会札幌放送局及び関係報道機関は、融雪に関する情報を積極的に報道し住民の融雪出水、なだれ等に関する注意を喚起し、緊急時の避難等について、所要の報道体制を整えるものとする。

第4 応急対策

1 防災関係機関の措置

防災関係機関は、融雪出水、なだれ等による災害が発生した場合は、直ちにその状況を連絡部に通報するとともに関係機関と緊密な連携を保ち、所要の措置を講ずるものとする。

2 避難・救出等の措置

(1) 北海道

北海道は、融雪災害の発生により応急対策を実施する場合は、当該市町村と緊密な連絡をとり北海道地域防災計画の定めるところにより避難、救出、給水、食料供給及び防疫等に万全の措置を講ずるものとし、災害の態様により必要と認める場合は、自衛隊の災害派遣を要請するものとする。

(2) 北海道警察本部

北海道警察本部は、融雪、なだれ、崖崩れ及び地滑り等の災害により住民の生命、身体に危険が及ぶことが予想されるときは、自主避難を勧めるとともに急を要するときで市町村長の指示ができないと認めるとき、又は市町村長からの要請があったときは避難を指示して誘導するものとする。

第5 災害対策本部の設置等

融雪災害により防災関係機関が災害対策本部を設置したときは、連絡部にその状況を通報するものとする。

連絡部は、その状況を他の防災関係機関に連絡し、災害対策の一本化を図るものとする。

第6 総合振興局又は振興局協議会の体制

総合振興局又は振興局協議会は、本要綱に準じ、融雪災害対策地方連絡部を設置するなど、融雪災害に対処する所要の措置を講ずるとともに、管下市町村における融雪災害対策の積極的な指導を行うものとする。

第7 市町村の体制

市町村は、融雪災害対策を積極的に実施するため、本要綱に準じ所要の措置を講ずるとともに、特に次の事項に十分留意するものとする。

- 1 融雪災害対策の体制及び窓口を明確にすること。
- 2 気象情報及び融雪状況の把握に努め、連絡体制を確立すること。
- 3 融雪出水、なだれ、崖崩れ、地滑り発生予想箇所の警戒体制を確立すること。
- 4 融雪出水前に河道内の除雪、結氷の破砕等障害物の除去に努め、流下能力の確保を図ること。
- 5 融雪災害時に適切な避難勧告、避難指示（緊急）の発令ができるようにしておくこと。
- 6 災害の発生又は発生のおそれのある場合における連絡体制及び出動体制並びに避難・救助体制を確立すること。
- 7 水防資器材、通信連絡施設の整備点検を行うこと。
- 8 道路側溝及び排水溝などの流下能力確保のため、住民協力による氷割デー、河道清掃デー等の設定に努めること。
- 9 融雪出水に際し、住民の水防に対する協力が得られるよう、水防思想の普及徹底に努めること。

北海道融雪災害対策連絡部

機 関 名	連 絡 部 員	副 連 絡 部 員	T E L ・ F A X
北 海 道 開 発 局	事業振興部防災課 防災課長補佐	事業振興部防災課 防災専門官	TEL : 709-2311 (内線 : 5459) FAX : 709-2132
北 海 道 運 輸 局	総務部安全防災・危機 管理調整官	総務部総務課 課長補佐	TEL : 290-2711 FAX : 290-2701
札 幌 管 区 気 象 台	予報課防災気象官	予報課防災係長	TEL : 611-6123 FAX : 611-4433
	業務課防災調整官	業務課防災調整係長	TEL : 611-6158 FAX : 644-9674
陸 上 自 衛 隊 北 部 方 面 総 監 部	防衛部防衛課運用班長	防衛部防衛課運用幹部	TEL : 511-7116 (内線 : 2504) FAX : 511-7116 (内線 : 3825)
北 海 道 警 察 本 部	地域企画課 安全対策課長補佐	地域企画課 安全対策係長	TEL : 251-0110 (内線 : 3525) FAX : 251-3535
	警備課 災害課長補佐	警備課 災害第一係長	TEL : 251-0110 (内線 : 5727) FAX : 219-2409
公益財団法人北海道消防協会	常務理事	総務課長	TEL : 232-5202 FAX : 232-5203
全 国 消 防 長 会 北 海 道 支 部	札幌市消防局 警防部長	札幌市消防局警防部 消防救助課長	TEL : 215-2060 FAX : 271-0610
東 日 本 高 速 道 路 株 式 会 社 北 海 道 支 社	道路事業部 事業統括課長	道路事業部 保全課長	TEL : 896-5892 FAX : 896-5888
東 日 本 電 信 電 話 株 式 会 社 北 海 道 事 業 部	設備部災害対策室長	災害対策室主査	TEL : 212-4466 FAX : 222-9254
日 本 放 送 協 会 札 幌 放 送 局	報道専任部長	ニュースデスク	TEL : 221-5097 FAX : 231-4997
電 源 開 発 株 式 会 社 東 日 本 支 店 北 海 道 事 務 所	所長代理	課長代理	TEL : 221-8445 FAX : 221-8443
北 海 道 旅 客 鉄 道 株 式 会 社	工務部工事課長	工務部工事課企画営林	TEL : 700-5794 FAX : 700-5795
日 本 貨 物 鉄 道 株 式 会 社 北 海 道 支 社	北海道保全技術 センター所長	北海道保全技術 センターグループ長	TEL : 865-1883 FAX : 846-4581
北 海 道 電 力 株 式 会 社	総務部総務・防災 グループ防災担当課長	総務部総務・防災 グループ	TEL : 251-4965 FAX : 221-6018
北 海 道	総務部危機対策局 危機対策課長	危機対策課 防災グループ主幹	TEL : 231-4111 (内線 : 22-556) FAX : 231-4314
	建設部建設政策局 維持管理防災課長	維持管理防災課 施設防災グループ主幹	TEL : 231-4111 (内線 : 29-762) FAX : 232-1160

4-17-1 土砂災害警戒区域等一覧

【急傾斜地の崩壊】

No.	箇所番号	箇所名	警戒区域	特 別 警戒区域	人家等の有無
1	I-2-360-1398	上ノ国町小砂子	○	○	有
2	I-2-361-1399	上ノ国町館野	○	○	有
3	I-2-362-1400	上ノ国町石崎 1	○	○	有
4	I-2-363-1401	上ノ国町石崎 2	○	○	有
5	I-2-364-1402	上ノ国町石崎 3	○	○	有
6	I-2-365-1403	上ノ国町石崎 4	○	○	有
7	I-2-366-1404	上ノ国町石崎	○	○	有
8	I-2-367-1405	上ノ国町汐吹 3	○	○	有
9	I-2-368-1406	上ノ国町汐吹 2-(1)	○	○	有
10	I-2-369-1407	上ノ国町汐吹 2-(2)	○	○	有
11	I-2-370-1408	上ノ国町汐吹 1-(1)	○		有
12	I-2-371-1409	上ノ国町汐吹 1-(2)	○	○	有
13	I-2-372-1410	上ノ国町汐吹 1-(3)	○	○	有
14	I-2-373-1411	上ノ国町扇石	○		有
15	I-2-374-1412	上ノ国町扇石 2・木ノ子 3	○	○	有
16	I-2-375-1413	上ノ国町木ノ子 4	○	○	有
17	I-2-376-1414	上ノ国町木ノ子 2	○	○	有
18	I-2-377-1415	上ノ国町木ノ子 1	○	○	有
19	I-2-378-1416	上ノ国町木ノ子 6	○	○	有
20	I-2-379-1417	上ノ国町大崎	○	○	有
21	I-2-380-1418	上ノ国町原歌 2	○	○	有
22	I-2-381-1419	上ノ国町原歌 3	○	○	有
23	I-2-382-1420	上ノ国町上ノ国 1	○	○	有
24	I-2-383-1421	上ノ国町上ノ国	○	○	有
25	I-2-384-1422	上ノ国町湯ノ岱	○	○	有
26	I-2-385-1423	上ノ国町湯ノ岱 2	○	○	有
27	I-2-386-1424	上ノ国町宮越 1	○	○	有
28	I-2-387-1425	上ノ国町宮越 2	○	○	有
29	I-2-388-1426	上ノ国町早瀬	○	○	有
30	I-2-389-1427	上ノ国町桂岡	○	○	有
31	II-2-260-1043	上ノ国町中外	○	○	有
32	II-2-261-1044	上ノ国町木ノ子 5	○	○	無
33	II-2-262-1045	上ノ国町原歌 1	○	○	有
34	II-2-263-1046	上ノ国町勝山 1	○	○	有
35	II-2-264-1047	上ノ国町勝山 2	○	○	無
36	II-2-265-1048	上ノ国町勝山 3	○	○	有
37	II-2-266-1049	上ノ国町湯ノ岱 1	○	○	有
38	II-2-267-1050	上ノ国町湯ノ岱 3	○	○	有
39	II-2-268-1051	上ノ国町宮越 3	○	○	有
40	II-2-269-1052	上ノ国町早瀬 1	○	○	無

【土石流】

No.	箇所番号	箇所名	警戒区域	特 別 警戒区域	人家等の有無
1	I 24-1100	一井ノ沢川	○		有
2	I 24-1110	早瀬宮の沢川	○	○	有
3	I 24-1120	久末の沢川	○	○	有
4	I 24-1130	森永の沢川	○	○	有
5	II 24-1140	加我の沢川	○		有
6	I 24-1150	大坂の沢川	○		有
7	II 24-1160	川村の沢川	○		有
8	II 24-1170	秋田の沢川	○		有
9	II 24-1180	小森湯の沢川	○		有
10	II 24-1190	岩田の沢川	○	○	有
11	I 24-1200	花沢の沢川	○	○	有
12	I 24-1210	オナミの沢川	○		有
13	I 24-1220	カドコの沢川	○	○	有
14	I 24-1230	八幡宮の沢川	○	○	有
15	II 24-1240	斉藤の沢川	○		有
16	I 24-1250	会館の沢川	○	○	有
17	I 24-1260	光明寺の沢川	○	○	有
18	II 24-1270	宮の沢川	○	○	有
19	II 24-1280	古館の沢川	○	○	有
20	I 24-1290	タンコウの沢川	○		有
21	II 24-1300	学校横の沢川	○		有
22	II 24-1310	滝の沢川	○	○	有
23	II 24-1320	太田の沢川	○	○	有
24	I 24-1330	石栄の沢川	○	○	有
25	II 24-1340	横山の沢川	○	○	有
26	I 24-1350	照光寺ノ沢川	○	○	無
27	II 24-1360	市山の沢川	○	○	有
28	I 24-1370	笠谷裏の沢川	○	○	有
29	I 24-1380	墓地の沢川	○	○	有
30	I 24-1390	イゲ沢川	○	○	有
31	I 24-1400	池田の沢川	○	○	有
32	II 24-1410	オロベ川	○	○	有

【地すべり】

No.	箇所番号	箇所名	警戒区域	特 別 警戒区域	人家等の有無
1	<3>-2-362-362-0002	小安在	○		有
2	2-7-130	小森	○		無
3	2-25-455	桂岡	○		有
4	2-9-132	汐吹	○		有
5	2-8-131	早瀬	○		有

4-17-2 山地災害危険地区一覧

【山腹崩壊危険地区】

No.	危険地区番号	地区名	位置		道有林
			市町村	字	
1	362-362-6001	105 林班	上ノ国町	字早川	○
2	362-362-6002	127 林班-1(2 の沢)	上ノ国町	字早川	○
3	362-362-6003	150 林班-1(西の沢)	上ノ国町	字早川	○
4	362-362-0001	上ノ国1	上ノ国町	字上ノ国	
5	362-362-0002	上ノ国2	上ノ国町	字上ノ国	
6	362-362-0003	内郷	上ノ国町	字内郷	
7	362-362-0004	小森	上ノ国町	字小森	
8	362-362-0005	木ノ子1	上ノ国町	字木ノ子	
9	362-362-0006	木ノ子2	上ノ国町	字木ノ子	
10	362-362-0007	滝沢	上ノ国町	字扇石	
11	362-362-0008	扇石1	上ノ国町	字扇石	
12	362-362-0009	早瀬1	上ノ国町	字早瀬	
13	362-362-0010	宮越1	上ノ国町	字宮越	
14	362-362-0011	神明1	上ノ国町	字湯ノ岱	
15	362-362-0012	桂岡	上ノ国町	字桂岡	
16	362-362-0013	館野1	上ノ国町	字館野	
17	362-362-0014	館野2	上ノ国町	字館野	
18	362-362-0015	小砂子1	上ノ国町	字小砂子	
19	362-362-0016	上ノ国3	上ノ国町	字上ノ国	
20	362-362-0017	目名1	上ノ国町	字北村	
21	362-362-0018	早瀬2	上ノ国町	字早瀬	
22	362-362-0019	大安在	上ノ国町	字大安在	
23	1	98 林班(日陰2 の沢)	上ノ国町	字早川	○
24	2	105 林班	上ノ国町	字早川	○
25	3	154 林班(1 の沢左岸)	上ノ国町	字早川	○
26	4	154 林班(1 の沢右岸)	上ノ国町	字早川	○
27	5	126 林班	上ノ国町	字早川	○
28	6	124 林班-1(赤前沢)	上ノ国町	字早川	○
29	7	114 林班(石松の沢)	上ノ国町	字早川	○
30	8	98 林班(日陰4 の沢)	上ノ国町	字早川	○
31	9	127 林班-1(2 の沢)	上ノ国町	字早川	○
32	10	127 林班-2(1 の沢)	上ノ国町	字早川	○
33	11	98 林班(日陰3 の沢)	上ノ国町	字早川	○
34	12	150 林班-1(西の沢)	上ノ国町	字早川	○
35	13	127 林班-4(6 の沢)	上ノ国町	字早川	○
36	14	150 林班-2	上ノ国町	字早川	○
37	15	98 林班(日陰1 の沢)	上ノ国町	字早川	○
38	16	100 林班(風呂の沢)	上ノ国町	字早川	○
39	17	105 林班-1	上ノ国町	字早川	○
40	18	150 林班(2 の沢)	上ノ国町	字早川	○
41	19	151 林班(養魚場の沢)	上ノ国町	字早川	○
42	20	131 林班	上ノ国町	字早川	○
43	21	132 林班-1	上ノ国町	字早川	○

No.	危険地区番号	地区名	位置		道有林
			市町村	字	
44	22	132 林班-2(澄川林道の	上ノ国町	字早川	○
45	23	132 林班(132 林班の沢)	上ノ国町	字早川	○
46	24	168 林班-1	上ノ国町	字桂岡	○
47	25	168 林班-2	上ノ国町	字桂岡	○
48	26	上ノ国1	上ノ国町	字上ノ国	
49	27	上ノ国2	上ノ国町	字上ノ国	
50	28	上ノ国3	上ノ国町	字上ノ国	
51	29	上ノ国4	上ノ国町	字上ノ国	
52	30	上ノ国5	上ノ国町	字上ノ国	
53	31	上ノ国6	上ノ国町	字上ノ国	
54	32	上ノ国7	上ノ国町	字上ノ国	
55	33	原歌	上ノ国町	字原歌	
56	34	原歌2	上ノ国町	字原歌	
57	35	原歌3	上ノ国町	字原歌	
58	36	原歌4	上ノ国町	字原歌	
59	37	内郷	上ノ国町	字内郷	
60	38	小森	上ノ国町	字小森	
61	39	小森2	上ノ国町	字小森	
62	40	木ノ子1	上ノ国町	字木ノ子	
63	41	木ノ子2	上ノ国町	字木ノ子	
64	42	木ノ子3	上ノ国町	字木ノ子	
65	43	木ノ子4	上ノ国町	字木ノ子	
66	44	木ノ子5	上ノ国町	字木ノ子	
67	45	木ノ子6	上ノ国町	字木ノ子	
68	46	木ノ子7	上ノ国町	字木ノ子	
69	47	滝沢1	上ノ国町	字扇石	
70	48	滝沢2	上ノ国町	字扇石	
71	49	滝沢3	上ノ国町	字扇石	
72	50	滝沢4	上ノ国町	字扇石	
73	51	滝沢5	上ノ国町	字扇石	
74	52	扇石1	上ノ国町	字扇石	
75	53	扇石2	上ノ国町	字扇石	
76	54	扇石3	上ノ国町	字扇石	
77	55	扇石4	上ノ国町	字扇石	
78	56	早瀬1	上ノ国町	字早瀬	
79	57	早瀬2	上ノ国町	字早瀬	
80	58	早瀬3	上ノ国町	字早瀬	
81	59	宮越1	上ノ国町	字宮越	
82	60	宮越2	上ノ国町	字宮越	
83	61	宮越3	上ノ国町	字宮越	
84	62	神明1	上ノ国町	字湯ノ岱	
85	63	桂岡	上ノ国町	字桂岡	
86	64	汐吹1	上ノ国町	字汐吹	
87	65	汐吹2	上ノ国町	字汐吹	
88	66	汐吹3	上ノ国町	字汐吹	

No.	危険地区番号	地区名	位置		道有林
			市町村	字	
89	67	汐吹4	上ノ国町	字汐吹	
90	68	汐吹5	上ノ国町	字汐吹	
91	69	汐吹6	上ノ国町	字汐吹	
92	70	汐吹7	上ノ国町	字汐吹	
93	71	汐吹8	上ノ国町	字汐吹	
94	72	石崎1	上ノ国町	字石崎	
95	73	石崎2	上ノ国町	字石崎	
96	74	石崎3	上ノ国町	字石崎	
97	75	石崎4	上ノ国町	字石崎	
98	76	石崎5	上ノ国町	字石崎	
99	77	石崎6	上ノ国町	字石崎	
100	78	早川1	上ノ国町	字早川	
101	79	早川2	上ノ国町	字早川	
102	80	館野1	上ノ国町	字館野	
103	81	館野2	上ノ国町	字館野	
104	82	小砂子1	上ノ国町	字小砂子	
105	83	小砂子2	上ノ国町	字小砂子	
106	84	小砂子3	上ノ国町	字小砂子	
107	85	小砂子4	上ノ国町	字小砂子	
108	86	小砂子5	上ノ国町	字小砂子	
109	87	木ノ子8	上ノ国町	字木ノ子	
110	88	上ノ国10	上ノ国町	字上ノ国	
111	89	上ノ国8	上ノ国町	字上ノ国	
112	90	上ノ国9	上ノ国町	字上ノ国	
113	91	目名1	上ノ国町	字北村	
114	92	目名2	上ノ国町	字北村	
115	93	早瀬4	上ノ国町	字早瀬	
116	94	神明左股	上ノ国町	字湯ノ岱	
117	95	湯ノ岱1	上ノ国町	字湯ノ岱	
118	96	湯ノ岱2	上ノ国町	字湯ノ岱	
119	97	湯ノ岱3	上ノ国町	字湯ノ岱	
120	98	湯ノ岱4	上ノ国町	字湯ノ岱	
121	99	石崎7	上ノ国町	字石崎	
122	100	ツラツラ川	上ノ国町	字上ノ沢	

【崩壊土砂流出危険地区】

No.	危険地区番号	地区名	位置		道有林
			市町村	字	
1	331-331-6007	362-60	上ノ国町	字小砂子	○
2	362-362-6001	97 林班-1	上ノ国町	字小砂子	○
3	362-362-6002	—	上ノ国町	字小砂子	○
4	362-362-6003	97 林班-1(矢立の沢)	上ノ国町	字小砂子	○
5	362-362-6004	156 林班(サミダレの沢)	上ノ国町	字早川	○
6	362-362-6005	98 林班(砥石の沢)	上ノ国町	字石崎	○
7	362-362-6006	99 林班-1(島の沢)	上ノ国町	字早川	○
8	362-362-6007	99 林班-2(丸山の沢)	上ノ国町	字早川	○
9	362-362-6008	101 林班(小砂子右股川)	上ノ国町	字早川	○
10	362-362-6009	105 林班(105 林班の沢)	上ノ国町	字早川	○
11	362-362-6010	105 林班-1(アカザの沢)	上ノ国町	字早川	○
12	362-362-6011	105 林班(105 林班 1 の沢)	上ノ国町	字早川	○
13	362-362-6012	126 林班(ガマの沢 B)	上ノ国町	字早川	○
14	362-362-6013	106 林班	上ノ国町	字早川	○
15	362-362-6014	107 林班(赤井川)	上ノ国町	字早川	○
16	362-362-6015	124 林班-1(3 の沢)	上ノ国町	字早川	○
17	362-362-6016	115 林班(115 林班沢)	上ノ国町	字早川	○
18	362-362-6017	124 林班(124 林班の沢)	上ノ国町	字早川	○
19	362-362-6018	124 林班-1(2 の沢)	上ノ国町	字早川	○
20	362-362-6019	124 林班-2(マツイの沢)	上ノ国町	字早川	○
21	362-362-6020	125 林班(五郎四郎の沢)	上ノ国町	字早川	○
22	362-362-6021	126 林班(ガマの沢 A)	上ノ国町	字早川	○
23	362-362-6022	139 林班(石崎・左股川)	上ノ国町	字早川	○
24	362-362-6023	128 林班(ネブサの沢)	上ノ国町	字早川	○
25	362-362-6024	155 林班(松倉沢川)	上ノ国町	字早川	○
26	362-362-6025	156 林班(オカベの沢)	上ノ国町	字早川	○
27	362-362-6026	157 林班(長内川)	上ノ国町	字石崎	○
28	362-362-6027	161 林班(小安在川)	上ノ国町	字木ノ子	○
29	362-362-6028	163 林班(大安在川)	上ノ国町	字大安在	○
30	362-362-6029	167 林班(厚志内川)	上ノ国町	字桂岡	○
31	362-362-6030	176 林班(林道の沢 3)	上ノ国町	字宮越	○
32	362-362-6031	157 林班-2	上ノ国町	字石崎	○
33	362-362-6032	—	上ノ国町	字早川	○
34	362-362-6033	—	上ノ国町	字早川	○
35	362-362-6034	—	上ノ国町	字早川	○
36	362-362-6035	—	上ノ国町	字早川	○
37	362-362-6036	—	上ノ国町	字早川	○
38	362-362-6037	—	上ノ国町	字早川	○
39	362-362-6038	127 林班-1(2 の沢)	上ノ国町	字早川	○
40	362-362-6039	—	上ノ国町	字早川	○
41	362-362-6040	150 林班-1(西の沢)	上ノ国町	字早川	○
42	362-362-6041	127 林班-1(2 の沢)	上ノ国町	字早川	○
43	362-362-6042	127 林班-1(2 の沢)	上ノ国町	字早川	○
44	362-362-6043	150 林班-1(西の沢)	上ノ国町	字早川	○
45	362-362-6044	—	上ノ国町	字早川	○
46	362-362-6045	—	上ノ国町	字早川	○

No.	危険地区番号	地区名	位置		道有林
			市町村	字	
47	362-362-0001	金堀の沢	上ノ国町	字豊田	
48	362-362-0002	桂の沢川	上ノ国町	字桂岡	
49	362-362-0003	早瀬宮の沢川	上ノ国町	字早瀬	
50	362-362-0004	天野川の沢2	上ノ国町	字湯ノ岱	
51	362-362-0005	天野川の沢3	上ノ国町	字湯ノ岱	
52	362-362-0006	天野川の沢4	上ノ国町	字湯ノ岱	
53	362-362-0007	上の沢川の沢	上ノ国町	字湯ノ岱	
54	362-362-0008	オナミの沢川	上ノ国町	字上ノ国	
55	362-362-0009	宮ノ沢川の沢	上ノ国町	字上ノ国	
56	362-362-0010	宮ノ沢川	上ノ国町	字上ノ国	
57	362-362-0011	原歌の沢川	上ノ国町	字原歌	
58	362-362-0012	会館の沢川	上ノ国町	字木ノ子	
59	362-362-0013	光明寺の沢川	上ノ国町	字木ノ子	
60	362-362-0014	タンコウの沢川	上ノ国町	字木ノ子	
61	362-362-0015	滝の沢川	上ノ国町	字扇石	
62	362-362-0016	太田の沢	上ノ国町	字扇石	
63	362-362-0017	扇石の沢	上ノ国町	字扇石	
64	362-362-0018	寺ノ沢川	上ノ国町	字汐吹	
65	362-362-0019	市山の沢川	上ノ国町	字汐吹	
66	362-362-0020	ハマの沢川	上ノ国町	字汐吹	
67	362-362-0021	西迎寺の沢	上ノ国町	字石崎	
68	362-362-0022	イゲ沢川	上ノ国町	字石崎	
69	362-362-0023	石崎川の沢3	上ノ国町	字石崎	
70	362-362-0024	石崎川の沢2	上ノ国町	字石崎	
71	362-362-0025	石崎川の沢1	上ノ国町	字石崎	
72	362-362-0026	アラドの沢川	上ノ国町	字小森	
73	362-362-0027	神明ノ沢川の沢	上ノ国町	字神明	
74	362-362-0028	オロベ川	上ノ国町	字早川	
75	362-362-0029	木ノ子の沢	上ノ国町	字木ノ子	
76	362-362-0030	長内川	上ノ国町	字早川	
77	362-362-0031	天野川の沢1	上ノ国町	字湯ノ岱	
78	362-362-0032	アイ泊川	上ノ国町	字小砂子	
79	1	97 林班-1	上ノ国町	字早川	○
80	2	96 林班-2(水道の沢)	上ノ国町	字小砂子	○
81	3	97 林班-1(矢立の沢)	上ノ国町	字小砂子	○
82	4	156 林班(サミダレの沢)	上ノ国町	字早川	○
83	5	98 林班(砥石の沢)	上ノ国町	字小砂子	○
84	6	99 林班-1(島の沢)	上ノ国町	字早川	○
85	7	99 林班-2(丸山の沢)	上ノ国町	字早川	○
86	8	100 林班(今井の沢)	上ノ国町	字早川	○
87	9	101 林班(小砂子右股川)	上ノ国町	字早川	○
88	10	102 林班(ワルイ沢)	上ノ国町	字早川	○
89	11	103 林班(ヤシの沢)	上ノ国町	字早川	○
90	12	105 林班(105 林班の沢)	上ノ国町	字早川	○
91	13	105 林班-1(アカザの沢)	上ノ国町	字早川	○
92	14	105 林班(105 林班 1 の沢)	上ノ国町	字早川	○

No.	危険地区番号	地区名	位置		道有林
			市町村	字	
93	15	126 林班(ガマの沢 B)	上ノ国町	字早川	○
94	16	106 林班	上ノ国町	字早川	○
95	17	107 林班(赤井川)	上ノ国町	字早川	○
96	18	124 林班-1(3の沢)	上ノ国町	字早川	○
97	19	114 林班(仲小屋沢)	上ノ国町	字早川	○
98	20	115 林班(115 林班沢)	上ノ国町	字早川	○
99	21	117 林班(柳沢)	上ノ国町	字早川	○
100	22	118 林班(7 番沢)	上ノ国町	字早川	○
101	23	121 林班(ヤビコの沢)	上ノ国町	字早川	○
102	24	122 林班(青パンの沢)	上ノ国町	字早川	○
103	25	124 林班(124 林班の沢)	上ノ国町	字早川	○
104	26	124 林班-1(2の沢)	上ノ国町	字早川	○
105	27	124 林班-2(マツイの沢)	上ノ国町	字早川	○
106	28	125 林班(五郎四郎の沢)	上ノ国町	字早川	○
107	29	126 林班(ガマの沢 A)	上ノ国町	字早川	○
108	30	139 林班(石崎・左股川)	上ノ国町	字早川	○
109	31	128 林班(ネブサの沢)	上ノ国町	字早川	○
110	32	130 林班(黄金沢)	上ノ国町	字早川	○
111	33	131 林班(オカモトの沢)	上ノ国町	字早川	○
112	34	132 林班(澄川去沢)	上ノ国町	字早川	○
113	35	146 林班-1(濁川)	上ノ国町	字早川	○
114	36	147 林班(去沢 2 の沢)	上ノ国町	字早川	○
115	37	147 林班(去沢 3 の沢)	上ノ国町	字早川	○
116	38	149 林班(去沢)	上ノ国町	字早川	○
117	39	154 林班(1 の沢)	上ノ国町	字早川	○
118	40	155 林班(松倉沢川)	上ノ国町	字羽根差	○
119	41	156 林班(オカベの沢)	上ノ国町	字石崎	○
120	42	157 林班(長内川)	上ノ国町	字早川	○
121	43	161 林班(小安在川)	上ノ国町	字早川	○
122	44	163 林班(大安在川)	上ノ国町	字木の子	○
123	45	167 林班(厚志内川)	上ノ国町	字桂岡	○
124	46	176 林班(林道の沢 3)	上ノ国町	字宮越	○
125	47	176 林班(宮越内川)	上ノ国町	字桂岡	○
126	48	157 林班-2	上ノ国町	字石崎	○
127	49	152 林班(目名右股川)	上ノ国町	字早川	○
128	50	169 林班(キザモンの沢)	上ノ国町	字大安在	○
129	51	ふ化場の沢	上ノ国町	字大留	
130	52	養魚場の沢	上ノ国町	字大留	
131	53	豊田第1の沢	上ノ国町	字豊田	
132	54	豊田第2の沢	上ノ国町	字豊田	
133	55	豊田第3の沢	上ノ国町	字豊田	
134	56	金堀の沢	上ノ国町	字豊田	
135	57	中須田の沢	上ノ国町	字豊田	
136	58	田の沢	上ノ国町	字豊田	
137	59	浄水場の沢	上ノ国町	字桂岡	
138	60	墓所の沢	上ノ国町	字早瀬	

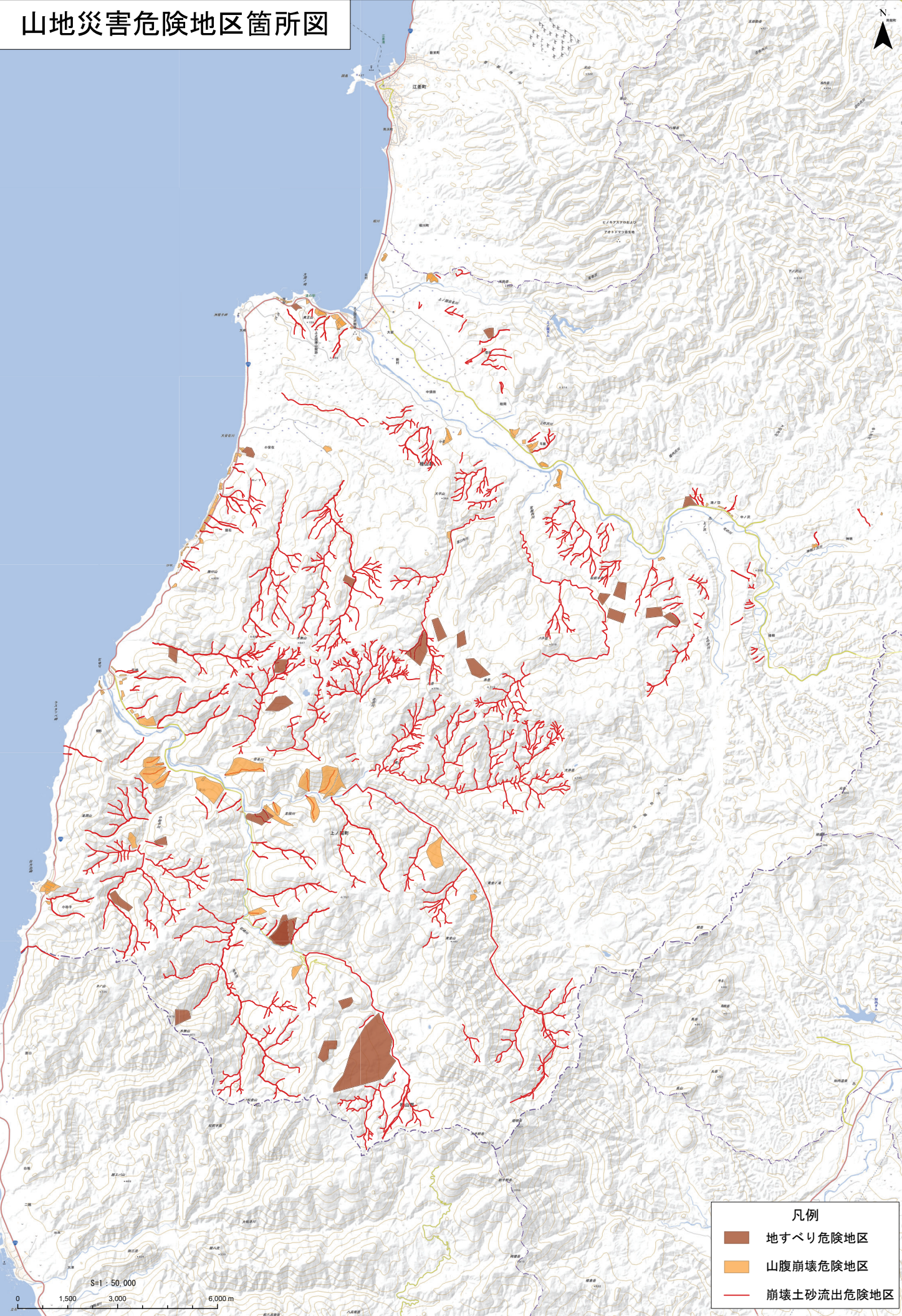
No.	危険地区番号	地区名	位置		道有林
			市町村	字	
139	61	トイコの沢	上ノ国町	字早瀬	
140	62	森永の沢	上ノ国町	字湯ノ岱	
141	63	鉄道の沢	上ノ国町	字湯ノ岱	
142	64	道々の沢1	上ノ国町	字湯ノ岱	
143	65	道々の沢2	上ノ国町	字湯ノ岱	
144	66	道々の沢3	上ノ国町	字湯ノ岱	
145	67	道々の沢4	上ノ国町	字湯ノ岱	
146	68	道々の沢5	上ノ国町	字湯ノ岱	
147	69	中の沢	上ノ国町	字湯ノ岱	
148	70	青木の沢	上ノ国町	字湯ノ岱	
149	71	上の沢1	上ノ国町	字湯ノ岱	
150	72	上の沢2	上ノ国町	字湯ノ岱	
151	73	60林班の沢	上ノ国町	字宮越	
152	74	61林班の沢	上ノ国町	字宮越	
153	75	59林班の沢	上ノ国町	字宮越	
154	76	58林班の沢	上ノ国町	字宮越	
155	77	茂平内の沢	上ノ国町	字宮越	
156	78	厚志内1の沢	上ノ国町	字小森	
157	79	厚志内2の沢	上ノ国町	字小森	
158	80	小森の沢2	上ノ国町	字小森	
159	81	小森の沢3	上ノ国町	字小森	
160	82	小森の沢4	上ノ国町	字小森	
161	83	オナミ沢	上ノ国町	字上ノ国	
162	84	上国寺の沢	上ノ国町	字上ノ国	
163	85	宮の沢	上ノ国町	字上ノ国	
164	86	原歌の沢	上ノ国町	字原歌	
165	87	小安在右股左の沢	上ノ国町	字小安在	
166	88	小安在右股右の沢	上ノ国町	字小安在	
167	89	会館の沢	上ノ国町	字木ノ子	
168	90	光明寺の沢	上ノ国町	字木ノ子	
169	91	タンコウの沢	上ノ国町	字木ノ子	
170	92	タンコウの沢2	上ノ国町	字木ノ子	
171	93	滝の沢	上ノ国町	字扇石	
172	94	太田の沢	上ノ国町	字扇石	
173	95	扇石の沢	上ノ国町	字扇石	
174	96	市山の沢	上ノ国町	字汐吹	
175	97	汐吹2の沢	上ノ国町	字汐吹	
176	98	汐吹3の沢	上ノ国町	字汐吹	
177	99	西迎寺の沢	上ノ国町	字石崎	
178	100	イゲ沢	上ノ国町	字石崎	
179	101	石崎1の沢	上ノ国町	字石崎	
180	102	ナガ沢	上ノ国町	字石崎	
181	103	石崎2の沢	上ノ国町	字石崎	
182	104	小森の沢5	上ノ国町	字小森	
183	105	小森の沢6	上ノ国町	字小森	
184	106	十兵衛石の沢	上ノ国町	字勝山	

No.	危険地区番号	地区名	位置		道有林
			市町村	字	
185	107	寅の沢川	上ノ国町	字大安在	
186	108	ツラツラ川本流	上ノ国町	字上ノ沢	
187	109	神明地区	上ノ国町	字神明	

【地すべり危険地区】

No.	危険地区番号	地区名	位置		道有林
			市町村	字	
1	362-362-6001	124 林班	上ノ国町	字早川	○
2	362-362-0001	湯ノ岱	上ノ国町	字湯ノ岱	
3	362-362-0002	小安在	上ノ国町	字小安在	
4	362-362-0003	豊田	上ノ国町	字豊田	
5	362-362-0004	宮越1	上ノ国町	字宮越	
6	362-362-0005	宮越2	上ノ国町	字宮越	
7	362-362-0006	宮越3	上ノ国町	字宮越	
8	362-362-0007	ツラツラ川1	上ノ国町	字湯ノ岱	
9	362-362-0008	ツラツラ川2	上ノ国町	字湯ノ岱	
10	1	127 林班	上ノ国町	字早川	○
11	2	157 林班	上ノ国町	字早川	○
12	3	165 林班	上ノ国町	字木ノ子	○
13	4	171 林班-1	上ノ国町	字宮越	○
14	5	171 林班-2	上ノ国町	字宮越	○
15	6	174 林班-1	上ノ国町	字宮越	○
16	7	174 林班-2	上ノ国町	字宮越	○
17	8	155 林班-1	上ノ国町	字早川	○
18	9	155 林班-2	上ノ国町	字早川	○
19	10	103 林班	上ノ国町	字早川	○
20	11	101 林班	上ノ国町	字早川	○
21	12	108 林班	上ノ国町	字早川	○
22	13	124 林班	上ノ国町	字早川	○
23	14	115 林班-1	上ノ国町	字早川	○
24	15	116 林班	上ノ国町	字早川	○
25	16	115 林班-2	上ノ国町	字早川	○
26	17	湯ノ岱	上ノ国町	字湯ノ岱	
27	18	小安在	上ノ国町	字小安在	
28	19	原歌	上ノ国町	字原歌	
29	20	豊田	上ノ国町	字豊田	
30	21	宮越1	上ノ国町	字宮越	
31	22	宮越2	上ノ国町	字宮越	
32	23	宮越3	上ノ国町	字宮越	
33	24	ツラツラ川1	上ノ国町	字上ノ沢	
34	25	ツラツラ川2	上ノ国町	字上ノ沢	

山地災害危険地区箇所図



測量法に基づく国土地理院長承認(複製)R 2JHR 675
本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。